

平成 22 年 7 月 14 日

各 位

中小企業金融円滑化法に係る説明書類の一部修正について

平成 22 年 5 月 14 日にご報告しました「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」に基づく貸付け条件変更等の実施状況につきまして、内容に一部誤りがありましたので、以下の通り、ご報告致します。

記

1. 同法第 4 条及び第 5 条に基づく貸付け条件変更等の実施状況

【修正前】

お客さまが中小企業者である場合

単位：件、百万円、()内は申込みに対する比率(%)

	お申込み		実 行		応諾未実行		審 査 中		謝 絶		取 下 げ	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
全 体	671 (100)	14,910 (100)	532 (79.3)	12,385 (83.1)	93 (13.9)	1,637 (10.9)	15 (2.2)	167 (1.1)	0 (0)	0 (0)	31 (4.6)	731 (4.9)
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権	177 (100)	8,202 (100)	146 (82.5)	7,033 (85.8)	20 (11.3)	804 (9.8)	4 (2.2)	109 (1.3)	0 (0)	0 (0)	7 (4.0)	256 (3.1)

お客さまが住宅資金借入者である場合

単位：件、百万円、()内は申込みに対する比率(%)

	お申込み		実 行		応諾未実行		審 査 中		謝 絶		取 下 げ	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
全 体	42 (100)	942 (100)	25 (59.5)	625 (66.3)	15 (35.7)	306 (32.5)	1 (2.4)	9 (1.0)	0 (0)	0 (0)	1 (2.4)	2 (0.2)

注1) 件数・金額は、法施行日(2009/12/4)以降、本年3月末までの累計となっています。件数は債権単位、金額は申込み時点の債権額です。

注2) 「貸付け条件変更等」の定義は、『中小企業等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令』に基づき計上しております。

【修正後】

お客さまが中小企業者である場合

単位：件、百万円、()内は申込みに対する比率(%)

	お申込み		実 行		審 査 中		謝 絶		取 下 げ	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
全 体	692 (100)	15,146 (100)	549 (79.3)	12,565 (83.0)	110 (15.9)	1,830 (12.1)	0 (0)	0 (0)	33 (4.8)	750 (4.9)
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権	183 (100)	8,292 (100)	150 (82.0)	7,091 (85.5)	26 (14.2)	944 (11.4)	0 (0)	0 (0)	7 (3.8)	256 (3.1)

お客さまが住宅資金借入者である場合

単位：件、百万円、()内は申込みに対する比率(%)

	お申込み		実 行		審 査 中		謝 絶		取 下 げ	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
全 体	42 (100)	942 (100)	24 (57.1)	623 (66.1)	15 (35.7)	313 (33.2)	1 (2.4)	1 (0.1)	2 (4.8)	4 (0.4)

注1) 件数・金額は、法施行日(2009/12/4)以降、本年3月末までの累計となっています。件数は債権単位、金額は申込み時点の債権額です。

注2) 「貸付け条件変更等」の定義は、『中小企業等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令』に基づき計上しております。

※ 当初、自主開示として、「審査中」のものを「応諾未実行」と「審査中」の2つに分類し表示しておりましたが、同法の開示項目に基づき、「審査中」に一本化し、開示することといたしました。

2. 同法第7条第1条に基づく説明書類の一部修正

同法第7条第1項に規定する説明書類につきまして、以下の通り修正開示致します。

(1) 修正内容

「中小企業金融円滑化法」第7条第1項に規定する説明書類のうち、法第4条及び第5条に基づく貸付け条件変更等の実施状況（別表1）、（別表2）、（別表7）及び（別表8）について、計数の修正（別紙説明資料・表中下線部分）をしております。これは、貸付条件の変更等のお申込みを受付した貸付債権に計上漏れ等があったことによるものです。

(2) 別紙説明資料

別表1. 貸付けの条件に変更等の申込を受けた貸付債権の額（中小企業者のお客さま）

別表2. 貸付けの条件に変更等の申込を受けた貸付債権の数（中小企業者のお客さま）

別表7. 貸付けの条件に変更等の申込を受けた貸付債権の額（住宅資金お借入れのお客さま）

別表8. 貸付けの条件に変更等の申込を受けた貸付債権の数（住宅資金お借入れのお客さま）

3. 誤りが判明（確定）した日

平成22年6月25日（金）

以上

【 本件に関するお問い合わせ先 】
融資部 金融円滑化相談窓口（担当：勝又） TEL 055 - 962 - 2921

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔中小企業者のお客さま〕

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	5,289	15,146
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額	3,241	8,292
うち、実行に係る貸付債権の額	961	7,091
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	2,199	944
うち、取下げに係る貸付債権の額	81	256
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額	2,048	6,854
うち、実行に係る貸付債権の額	379	5,473
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	1,656	886
うち、取下げに係る貸付債権の額	12	493

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔中小企業者のお客さま〕

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	175	692
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の数	47	183
うち、実行に係る貸付債権の数	15	150
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	30	26
うち、取下げに係る貸付債権の数	2	7
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の数	128	509
うち、実行に係る貸付債権の数	37	399
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	90	84
うち、取下げに係る貸付債権の数	1	26

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表7) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔住宅資金お借入のお客さま〕

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	256	942
うち、実行に係る貸付債権の額	32	623
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	1
うち、審査中の貸付債権の額	223	313
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	4

(別表8) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔住宅資金お借入のお客さま〕

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	11	42
うち、実行に係る貸付債権の数	1	24
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	1
うち、審査中の貸付債権の数	10	15
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	2